

**岩泉町再生可能エネルギー推進計画策定業務に関する
公募型プロポーザル 回答書**

標記プロポーザルに関する質問について、以下のとおり回答します。

令和5年6月27日

岩泉町長 中 居 健 一

番号	質問内容	回答
1	応募主体について、2社によるJVでのエントリーは可能か。また、JVでのエントリーについて、主となる事業者が、岩泉町入札参加資格（建設関連業務）を取得しておれば、副となる事業者については取得していなくても良いか。	JVで本プロポーザルに参加することは差し支えありません。ただし、JVを構成する全ての事業者が岩泉町指名競争入札参加資格者名簿（建設関連業務）に登録されている必要があります。
2	管理技術者について、プレゼン当日（7/18）に出席との指示があるが、管理技術者が、業務で海外出張している場合、プレゼンにおいては、管理技術者の職長、例えば法人代表者等で代行することは可能か。	岩泉町再生可能エネルギー推進計画策定業務公募型プロポーザル実施要領（以下「要領」という。）11の（3）に管理技術者及び主担当者は必ず出席することとしていますが、業務都合により当該者が出席できない場合は、代理の方が出席することでも構いません。
3	環境省の脱炭素先行地域に共同提案者として採択された実績とあるが、不採択事業において、共同提案者ではないがサポート支援してきた実績は加味して頂きたい。ただし、サポートについて、契約関係はないことから、提案書内の文面をもって評価することは可能か。	要領7の（1）ウ④に記載のとおりのお取り扱いとすることから、質問の内容については、加点実績の要件にはなりません。
4	同種、同類実績について、岩泉町での事業実施を鑑みて、大都市部ではなく、岩手県内の町村のものについて、傾斜配点を行ってほしい。	同種・類似業務の実績については、事業者の業務遂行能力や今後町が予定する業務への展開性を判断するものです。ご質問の内容については、審査の段階で判断させていただきます。
5	本事業において、管理技術者の選定のみで、照査技術者の配置まで厳重に求めなくても良いように思います。もし設定するのであれば、照査技術者の要件を緩和しても良いかもしれません。	設計業務の各段階において、契約図書に定められた設計基準と照合し、成果物が技術的に適正かつ正確に作成されているか審査する必要があります。このことから、照査技術者におきましては、要領5の（7）イに記載する資格保有者とするものです。

番号	質問内容	回答
6	参加表明時に、照査技術者の実績を確認する書類は不要となりますでしょうか。	参加表明書の際に提出時にいただくのは、管理技術者の同種・類似業務実績書（様式4）のみ、照査技術者の実績を確認する書類は不要です。
7	国（東北地方整備局）の検討業務は、実績の対象とはならないでしょうか。	国と地方公共団体では計画のスキームに違いがあると考えられることから、同種・類似業務は都道府県又は市町村に限定しています。